



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」



お問い合わせ、ご予約

082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

昨日修正前のメールマガジンを送付いたしまして大変申し訳ございませんでした。今回のものが修正版になります。

契約書の修正や広告の表示の修正などを消費者団体から求められないよう注意すべき点に関する記事と、話がまとまらないうちに作業を先行して進めることのリスクに関する記事が弁護士が作成しましたオリジナルの記事になります。法律以外の記事は税務会計に関するものです。写真は本文とは関係ありませんが、縮景園で撮影したものを載せています（撮影日：5月1日）。当事務所のInstagramにも花の写真をアップしておりますので、ご興味がおありの方はご覧下さい。



良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸いです。

また、当事務所では5月20日からSkype・Zoomを使った相談をさせていただく予定です。当事務所のメルマガ等を送付させて頂いている方は、近隣の方が多いかと思われます。とはいえ、すぐには会うのは難しいが面談での相談をしたい・遠くの知人が弁護士との実質面談相談を希望しているという場合もありえます。そうした声にお応えして、上記のサービスを開始することに致しました。

ちなみに、Skypeの場合にはアカウントを作成していただく必要があります。費用についてはお申し込み時に案内をさせていただきますが、当事務所の顧問先やサービス利用をいただいている方は無料（顧問料・サービス料金に含まれています）・連携先については照会のご相談は無料となります。ぜひご活用頂ければと思います。

このメールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

契約書の修正や広告の表示の修正などを消費者団体から求められたら？

19.05.14 | オリジナルメルマガ



ごく最近、消費者庁のHPに広島の適格消費者団体から広告の表示等の修正を求めて裁判を起こされた企業とのやり取りなどが消費者庁のHP上で公開されています。今回はこういった消費者団体から、広告表示の修正を求められた場合の対応などについて取り上げます。



○適格消費者団体とは？差止請求とは？

法律上一定の要件を満たした消費者団体（適格消費者団体といいます）には、一般消費者を勧誘する際に誤解などを招く一定の場合に、その原因となる広告や契約書類を使うこと等を差し止めることができます。広告等セールスに使うツールにも影響を及ぼしますので、場合によっては影響が大きくなりかねません。

ここでいう一定の場合とは、商品やサービスの中身・価格・使い道等について、事実と反する事柄を伝え誤解を招いて契約に至る場合や実際には確実ではない収益を得られるという表示を行う場合などです。

簡単なケースを考えると、

- ① 実際にどうなるかわからない投資収益について、平均で月50万円稼げるとの記載を行うこと
- ② 健康食品などで、実際には認められない痩身効果がある（あるいはあるかのような誤解を招く記載をすること）

場合などが考えられます。代金が実際には定価で売ったことがないのに、今だけ割引価格としているようなケースも該当する可能性があります。

ちなみに、こうした事柄については広告に関する規制も及びますので、注意が必要です。以前別のメルマガでも触れましたが、裏付けがないのに著しく他の商品やサービスよりも優れているかのような記載のある広告（健康食品や器具での痩せるという効果、「個人の見解です」という記載だけで対策になると考えておられる方もいますが、そうはなりませんので注意は必要です）等には強い規制が存在します。一種の罰金が科されるケースや反消費者的ということで公表されるリスクがあります。

価格についても、今だけ安いという表示（割引価格と正規価格を記載するもの）も規制が厳しく存在しますので、うっかりの広告が後で落とし穴になりかねません。ちなみに、今回公表されたケースでは広告面の問題とともにセールストークの内容にも影響を及ぼしています。

○差止請求の流れは？

筆者の知る限りでいきなり裁判手続きに移行することは考え難く、実際には消費者団体の方で様々な情報の収集を行いつつ、問い合わせや是正の請求がなされることになるのが通常と考えられます。その際に、実際にそのような可能性があるのか・裁判でもそうした判断を受ける可能性がどの程度あるのかという見極めは重要になります。広告についての規制権限は消費者庁や都道府県といった公の機関で調査の手続きや行える手段は異なりますが、ここでの対応がこのような調査などにつながる可能性もあります。

見極めのポイントは、先ほど簡単なケースや該当する場合に触れましたが、そういった場合にあたるといえるのかという点です。話し合いで広告や契約書などの変更が難しい場合には裁判手続きに移行する可能性が高くなります（消費者団体側も協力する弁護士等と協議し

て裁判で認められる可能性などを検討しています)ので、こうした点の考慮も必要になってきます。裁判になった場合でも話し合い解決を行うことは可能です。

ちなみに、消費者庁が公表をしているのは制度上、適格消費者団体はこのような差し止め請求を行った場合には(裁判外の請求も含みます)、消費者庁などに報告義務があること・報告を受けた側も裁判所の手続きが関わった場合には公表する義務(問題となるのは判決や話し合い解決の内容も公表される点)があるためです。

いわゆるBtoCのご商売ではこのような可能性もあるところですし、一般に言うお客様目線の話で進めていけばこういった問題にはならないのではないかという目線を向けられるところでもあります。そのため、事前に広告の内容やセールストーク・契約書などの中身のチェックは重要となってきます。「刺さる内容」とこうした注意点をうまく調整していくことが大事になるでしょう。

話がまとまらないうちに，作業を先行して進めることのリスクは？

19.05.14 | オリジナルメルマガ



建築工事やホームページやシステムの開発などで，細かいところまで話が詰まっていないのにもかかわらず，話を先行させることでトラブルになるケースがあります。今回は、こういった話を先に進めることで、こういったリスクが生じるかについてお話しします。



○どのような点が問題なのでしょうか？

一番の問題点は、どこまでサービス提供をするのかが定まっていないという点です。先ほど述べたタイプのものは法律上「請負契約」と呼ばれるもので、完成した場合の形がどのようなものであるかをきちんと詰めておく必要があります。また、代金をいくらにしておくかという点を詰めておくことも非常に重要です。

ちなみに、本来請負契約になるだろうモノを「委任契約」の形で契約書を準備するケースがありますが、今後民法の改正によって、こうした形で完成させることまで義務ではないということは難しくなるものと思われます。特にIT業界での影響は大きいでしょう。建設工

事については、建設業法という法律で既に縛りがありますので、ここの部分の影響はそれほどないように思われます。

話を本題に戻しますが、代金が定まっていない場合・何をするのがはっきり決まっていなくても、会社であれば相当額の報酬を請求できることがあります。しかし、相当額がなんであるかをめぐってもめる可能性が高くなります。また、こうした事柄はきちんと打合記録をとっておく、仕様や代金等をきちんと取り決めておけば防げるはずですから、こうなってしまうことが杜撰な対応をする業者という風評につながりかねない点があります。

○対応策は？

対応策としては、打合せ内容をきちんと記録化しておく・特に仕様や代金等の取り決めで漏れがないようにしておくことがポイントとなります。取り決めが曖昧な場合は民法などの法律の決まりに従い契約は解釈されるものの、代金や仕様などの内容その他重要と思う点はきちんと決めて書類で残して行わないと、後で自分はこのように解釈していた・言った言わないという問題が出てきます。

建設業については、契約内容（工事内容）等を記載した書類を相手に渡す義務があります。というよりも契約書の作成義務があり（実際には注文書と請書によるやり取りが多いですが、工事内容がアバウトである場合には作る出来高の対応が何かわからないという問題があります）。また、一式無増減等記載のある場合には、意味を理解しておかないと大変なことになります（この場合は当初の使用から見て工事の出来高が増減しても代金額を増減しないという合意が存在することになります）。

このほか探偵業者の契約書や下請委託の場合・B to C取引の一部や不動産の賃貸借契約の一部にも契約書の作成が義務付けられている場合があります。

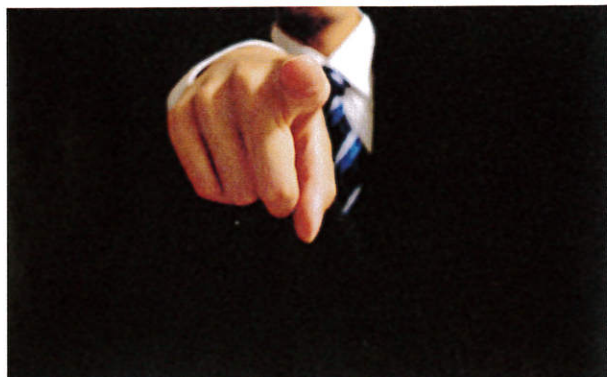
○出来上がったもののチェックなどもきちんとしておく必要があります。

出来上がったものの性能テストや出来高で代金を決める場合（建築工事等）では、検収（性能テストなどを顧客側で行う）や発注者側での出来高チェックは必要でしょう。そうでないと、不備がある点がどこであったかなどのトラブルが後で起きかねませんし、出来高が足りない（多すぎる）・どこまでの工事などをしたかはっきりせずやはり後でトラブルとなる可能性があります。

契約前のやり取りや取り決めの内容だけでなく、きちんと決めた通りになされたかの確認もきちんとしておく必要があります。

『使途不明金』と『使途秘匿金』、認定されないための方法とは？

19.05.07 |



時折ニュースなどで聞く『使途不明金』や『使

途秘匿金』という言葉。

税金絡みのものだと理解しつつも、詳しく知らない人は多いのではないのでしょうか。

実は、会社や団体における支出が、これら使途不明金や使途秘匿金に認定されてしまうと、経費として計上できないばかりか、追加の課税を受けてしまいます。

今回は、この二つの違いと、認定されないための方法をご紹介します。

使う目的のみを隠すか、すべてを隠すか



企業では、仕事を得る根回しや契約を取りつけるために、謝礼、リベート、献金などが必要になってくる場合があります。

その際、それらの支出に関しては、領収書を発行してもらえませんが、そのまま会社の会計報告書に載せることもできません。

このような、支払先や金額はわかっているが、使い道を明かすことができない支出を『使途不明金』といいます。

また、たとえ領収書があっても、何に使ったか説明できない場合も認定されます。

一方、使い道はもちろん、支払先の氏名、住所、所在地、支払った金額もすべてが明かせない支出は、『使途秘匿金』となります。

使途秘匿金は、領収書はもちろん、資料が一切なく、会計報告書などの帳簿にも載せられない支出のことで、使途不明金が『使う目的のみを隠している支出』だとしたら、使途秘匿金とは『使う目的だけでなく、支払先や金額などすべてを隠している支出』といえます。

基本的に企業は広く公に経営状況を告知する『決算公告』の義務があり、支出に関してあいまいで不明瞭な部分があってはならないとされています。

認定された場合に受ける重いペナルティー

使途不明金、または使途秘匿金に認定された支出に関しては、特別な取り扱いを受けることになります。

まず、両方とも勘定科目がないので、どちらも損金に算入することができません。

仮に、会計上は交際費や手数料等の科目で処理していたとしても、税金の計算上は『損金不算入』として加算されることになります。

つまり経費として計上できないのです。

経費にできないので、その額がそのまま課税対象になってしまいます。

本来、使い道や支払先、金額を明確にしておけば、損金として扱えたわけですから、これは企業にとっては大きな損になるといえるでしょう。

さらに、**使途秘匿金の場合は、税法上、通常の法人税の額の他に、使途秘匿金分の40%が追加で課税されてしまいます。**

つまり、100万円の使途秘匿金があれば、従来の法人税とは別に、その100万円の40%に相当する40万円の法人税がかかってくることになります。

しかも、この課税は、赤字で本来納付すべき法人税がない企業であっても支払わなければいけません。

また、使途秘匿金や使途不明金に限りませんが、支出を処理する段階で、隠蔽工作や帳簿などの改ざんがあった場合は、追徴税額に対してさらに35%の重加算税が加えられることになります。

認定されないために注意すべき点とは？

使途秘匿金に対しての課税は、『支払先を隠すことは、闇献金や反社会的勢力への支出につながる可能性が高い』として、1990年代のゼネコン汚職事件などを契機に導入されました。

しかし、その後も使途秘匿金は減ることはなく、2014年には課税を受けた法人数が1,054社にのぼり、増加傾向にあります。

基本的には税務調査によって、使途秘匿金や使途不明金は発覚しますが、あえて最初から使途秘匿金として申告する企業もあります。

ある程度のペナルティーは覚悟したうえで、課税されてもなお、秘密にして使いたいお金があるということです。

会社の経営方針にもよりますが、もちろん、どちらも出さないに越したことはありません。

この二つに認定されないためには、いくつか注意しなければならないことがあります。

まず、税務調査では、支出先の氏名や住所などが帳簿に記載されているかどうかをチェックされます。

きちんと帳簿に情報が記載してあっても、相手企業に対しての反面調査で取引がないことがわかると虚偽にあたり、重大なペナルティーを課されることとなります。

ただし、帳簿に記載されていなくても、それ相応の理由があれば使途秘匿金や使途不明金に認定されません。

たとえば、支払先の情報を帳簿に記載しないことが慣例となっていると証明できる場合や、ホテルやレストランを利用した際のチップや、小口の謝礼金などがこれにあたります。

つまり、支出先が不明であっても妥当性を証明できれば、問題にならないというわけです。

そして、税法上、使途秘匿金とされる金銭の支出には、金銭以外の資産、不動産や動産などの贈与や供与も含まれ、さらに仮払金や貸付金も金銭の支出として扱われるので、注意してください。

支出の用途を秘匿すること自体は、税法上、違法ではありません。

しかし、前述したような大きな課税が待っているのです。できるだけ使途秘匿金や使途不明金に認定されないほうが得策です。

税務調査で指摘されないように、**会計処理時は支出先の情報や用途を明確にしておきましょう。**

※本記事の記載内容は、2019年5月現在の法令・情報等に基づいています。